

# 流域治水の推進（国の動き）

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川整備をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方
- (主な取組1)治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し
- (主な取組2)あらゆる関係者とハード・ソフト一体となった総合的な事前防災対策を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、流域治水プロジェクトの取組を推進

①氾濫をできるだけ防ぐ ・減らすための対策	
雨水貯留機能の拡大 [県・市・企業・住民]	集水域
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用	
流水の貯留 [国・県・市・利水者]	河川区域
治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用	
[国・県・市] 土地利用と一体となった遊水機能の向上	
持続可能な河道の流下能力の維持・向上 [国・県・市]	
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備	
氾濫水を減らす [国・県]	
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等	



県 : 都道府県 市 : 市町村 [ ] : 想定される対策実施主体

# 流域治水関連法の概要

- 流域治水の実効性を高めるために特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(通称:流域治水関連法)が令和3年5月10日に公布され、一部の規定が同年7月15日に、残りの規定が同年11月1日に施行された。
- 流域治水関連法は、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

- ①特定都市河川浸水被害対策法②河川法③下水道法④水防法⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律⑥都市計画法⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律  
⑧都市緑地法⑨建築基準法

## 法律の概要

### 1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

#### ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

#### ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

### 2. 沼澤ができるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

#### ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 利水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

#### ◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

### 3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

#### ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加



流域治水のイメージ

## ◆特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進するため、特定都市河川を指定

### (主な特定都市河川法の制度・施策等)

- 雨水浸透阻害行為の許可
- 流域水害対策計画の策定  
⇒河川、下水道、雨水貯留浸透施設の整備  
⇒排水ポンプ(下水道)の運転調整
- 保全調節池の指定
- 開発・建築を制限するための規制 など



大阪府:H18年に寝屋川流域において指定

※法改正後、R3年12月に大和川流域(国・奈良県域)で指定

## ◆主な改正内容

### ① 特定都市河川指定要件の見直し

- 「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由による浸水被害防止が困難な河川で水害が頻発
- そのため、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により浸水被害の防止が困難な河川を指定要件に追加



これまでの指定要件では、寝屋川流域のみ対象であったが、他の府管理河川でも指定が可能となった

### ② 水害リスクを踏まえた土地利用規制

#### 【貯留機能保全区域制度の創設】

- 洪水等を一時的に貯留する機能を有する河川沿いの低地などを貯留機能保全区域として指定
- 盛り土等の行為の事前届出を義務化。必要に応じて助言・勧告が可能

#### 【浸水被害防止区域制度の創設】

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を浸水被害防止区域として指定
- 都市計画上の原則開発禁止
- 住宅、要配慮者施設等の開発・建築行為について事前許可が必要

●特定都市河川浸水被害対策推進事業(個別補助事業)の創設

⇒流域水害対策計画に位置付けられた事業に予算を重点化

# これまでの大坂府での治水対策

- ・国の「流域治水」に先立ち、「今後の治水対策の進め方(H22.6作成)」に基づき、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」を効率的・効果的に組み合わせて、流域全体で治水対策を実施中
- ・府内8ブロックの地域において、水防災連絡協議会を設置し、関係者が協働して防災・減災対策を実施中
- ・寝屋川流域は、平成18年に特定都市河川流域に指定し、総合治水対策を推進中

## ◆大阪府の治水計画

### 河川・砂防事業の長期ビジョン

現役の幹部～中堅～次世代を担う若手職員すべてが集い、“100年後の大坂を想像”して描くこれからの河川・砂防事業の展望

### 河川整備基本方針（法定計画）

【内容】長期的な視点に立った河川整備の基本的な考え方を示す  
【期間】—

### 今後の治水対策の進め方

【内容】当面の治水目標について定める  
【期間】～2050年頃

### 河川整備計画（法定計画）

【内容】河川整備基本方針に基づき、当面の河川整備の具体的な内容を定めたもの  
【期間】～2050年頃

### 大阪府 都市整備中期計画（行政計画）

【内容】大阪や関西全体を見据えた都市インフラ政策の中長期的な展望を持ちながら、概ね30年先を見通しつつ今後10年間に実施する事業計画  
【期間】2021年～2030年頃

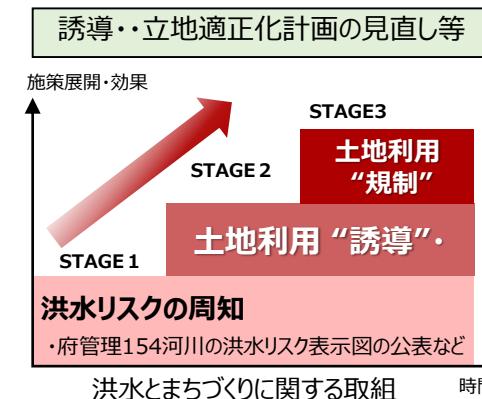
## ◆大阪府の治水対策

### 地先の危険度評価（洪水リスクの公表・評価）

- ・全国に先駆け、府管理の全154河川で高頻度から低頻度の多段型の洪水リスク情報を公表
- ・河川整備計画の整備メニュー完成後の洪水リスクも公表

洪水リスクを低減させる治水手法の検討

### 河川毎に総合的・効果的な治水対策の実施



### ●現在実施している主な治水対策

#### ①氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道改修
- ・堤防強化
- ・ダムの事前放流
- ・維持管理
- ・ため池の治水活用
- ・雨水貯留浸透施設の整備



#### ②被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用誘導

#### ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・多段的洪水リスク情報の発信
- ・河川カメラ等による発信
- ・タイムライン防災
- ・住まい方の工夫

# 大阪府での流域治水の取組

## ◆令和3年度の取組み

- ・水防災連絡協議会に下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局が新たに参画
- ・水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定



流域の関係者による  
各地域における治水対策  
の「見える化」が実現

## ◆令和4年度の取組み

### 流域治水プロジェクトに基づく流域治水の推進

#### <プロジェクトのマネジメント>

- ・各地域の協議会において、計画的かつ着実に進めるため、毎年の進捗管理办法を確立  
⇒一級水系についてプロジェクトのロードマップを作成（二級水系はR3年度作成済）

⇒役割分担が不明確な施策については役割分担を見える化

⇒年度当初及び中間の行政WGにおいて各施策の進捗管理、協議会で報告

#### <プロジェクトの充実・強化>

- ・多段階の洪水リスク情報や河川整備後の残余リスクを活用し、治水対策の効果とリスクを関係者で共有  
⇒プロジェクト背景図の見直し  
⇒残余リスクへの対応など課題の抽出  
⇒リスク等を踏まえたプロジェクト推進方針の検討  
⇒関係者が主体的に取り組む治水対策（ため池の治水活用などの流域対策や水害に強いまちづくりなど）の具体的な検討

#### <流域治水関連法による取組強化>

- ・要配慮者利用施設の避難訓練の報告義務化及び避難確保計画、訓練に対する市町村の助言・勧告が可能  
⇒避難確保計画作成と訓練実施を推進
- ・洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大  
⇒全ての府管理河川を対象に区域指定を推進
- ・特定都市河川の指定条件の緩和  
⇒寝屋川流域以外の流域において、特定都市河川に指定するか否かの検討、市町村等の関係者との調整に着手